

| | |
|---|--------------------------------|
| 担 | 平成23年4月27日 |
| | 徳島労働局雇用均等室 |
| 当 | 室長 木村久美子 地方育児・介護休業指導官 西町 英香 |
| | (電話)088(652)2718 |

【101人以上の義務化対象企業について】

全国初！！「一般事業主行動計画」の策定・届出が 100%となりました。～県内企業の次世代育成支援対策について～

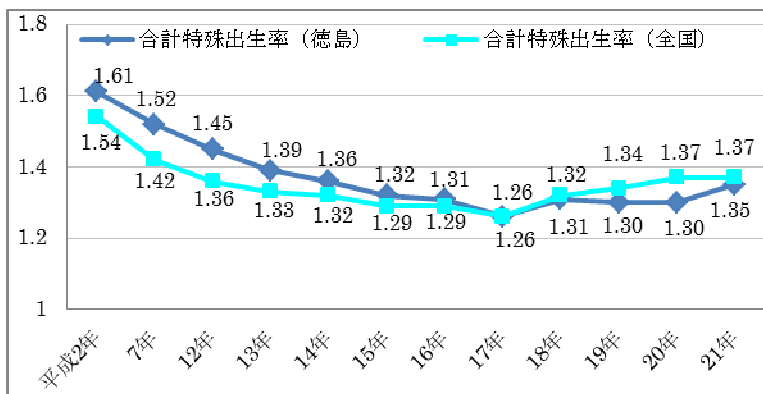
平成18年から、徳島県では合計特殊出生率が全国平均を下回り、現在も1.35と依然として少子化に歯止めがかからない状況です。

徳島労働局では、平成20年12月の改正次世代育成支援対策推進法(以下、「改正次世代法」という。)の成立を受けて、平成23年4月1日より「一般事業主行動計画」(*1)の策定・届出の義務化対象企業が常時雇用労働者301人以上規模の企業から、101人以上300人以下規模の企業に拡大されたことにより、県内の101人以上規模の企業に対し、早期に一般事業主行動計画の策定を行うとともに、子育て支援対策を推進するよう働きかけを行ってきました。

今般、義務化対象企業の全企業(170社)から策定届が提出され、全国で初めて100%の届出率となりました。

今後は、行動計画の目標達成に向けて企業の取組を促すとともに、子育て支援企業として内外に広くアピールし、人材確保に役立てていただくための「次世代認定マーク(くるみん)」(*2)の取得企業を増やす施策を進めていきます。

○ 合計特殊出生率の推移



○ 次世代認定マーク (くるみんマーク)



○ 一般事業主行動計画策定届届出企業の状況

徳島労働局雇用均等室では、改正次世代法の成立(平成20年12月)直後より、常時雇用労働者101人以上300人以下の企業に対し、早期に「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、子育て支援に取り組むよう、あらゆる機会を通じ、啓発を行ってきました。

その結果、平成22年4月当初は14.1%であった届出率は、平成22年12月末には28.9%、平成23年1月末には37.7%、2月末には59.7%、3月末には99.4%と着実に届出率を上げ、4月25日に徳島県内の101人以上300人以下の全企業から策定届が徳島労働局長に提出され、届出率が100%となりました。

以下は、策定届の内容を取りまとめたものです。

1 一般事業主行動計画の策定届届出企業の状況

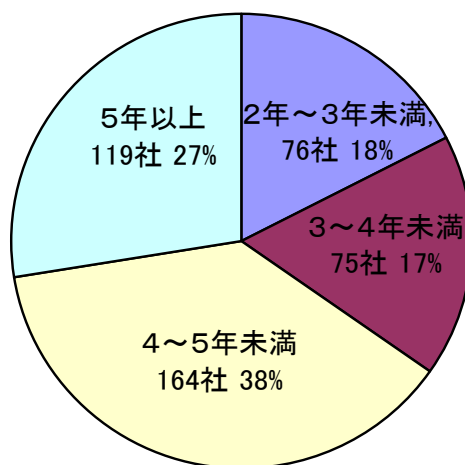
(1) 届出企業数

| 届出企業数 | 301人以上企業届出数 | 101人以上300人以下企業届出数 | 100人以下企業届出数 |
|-------|-------------|-------------------|-------------|
| 434 | 43 | 170(100.0%) | 221 |

(2) 行動計画の内容

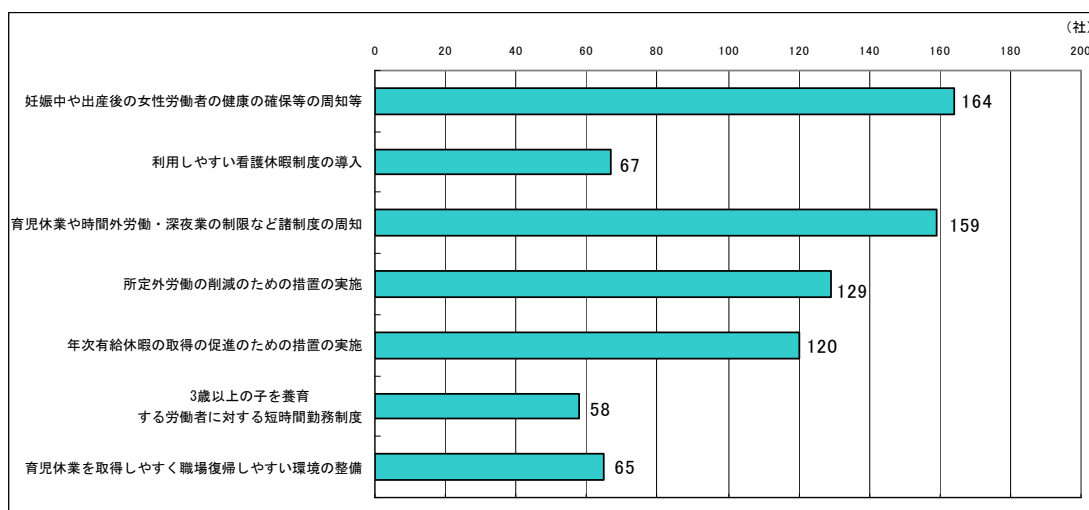
① 計画期間別企業数及び割合

計画期間は比較的長期に設定している企業が多く、4年以上の企業が65%と半数を超えている。



② 目標として取り上げられている主な事項別企業数

妊娠・出産に関わる支援措置及び育児休業等の自社の制度を周知することを目標としている企業が多い。また、従業員の働き方について見直しを図ろうとする所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進なども目標として、多くの企業があげている。



* 行動計画においては複数の目標掲げることが可能

(3) 認定申請予定の有無

認定を希望する企業は全体の約1割となっている。

| 認定申請予定有 | |
|----------|----|
| 101人以上企業 | 20 |
| 100人以下企業 | 22 |
| 合計 | 42 |

2 認定企業

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 株式会社大塚製薬工場 | (鳴門市) | 製造業 |
| 株式会社西精工 | (徳島市) | 製造業 |
| 株式会社阿波銀行 | (徳島市) | 金融業 |
| 医療法人尽心会亀井病院 | (徳島市) | 医療・福祉 |
| 株式会社言語理解研究所 | (徳島市) | サービス業 |

(認定順)

用語解説

(* 1) 「一般事業主行動計画」とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備や子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画期間や目標、その達成のための対策や実施時期を定めたものです。101人以上の企業は、行動計画の内容を策定届に記載し、労働局長に届け出なければなりません。

(* 2) 「次世代認定マーク(くるみん)」とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした事業主が、申請することにより子育てサポート企業として厚生労働大臣(労働局長へ委任)の認定を受けることができます。この認定を受けた企業が利用できる認定マークを愛称「くるみん」といいます。「くるみん」には赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もうという意味が込められています。

<添付資料> (添付略)

- 1 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!
- 2 四国における男性の育児休業事例集